

※処理事項	送付年月日	種別	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
-------	-------	----	------	-----	----	------	------

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
	殿	年 月 日	
所在地 <small>(本店が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)			兆 十億 百万 千 円
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	(ふりがな)		前期末現在の 資本金等の額
代表者名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** 道府県民税の特別法人事業税 **連結事業年度分** の **予定申告書** ※

事業		税		道府県民税	
前事業年度の事業税額(63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額 (64 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑨	兆	十億	百万	千 円
付加価値割額 (65 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑩				円
資本割額 (66 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑪				円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額 (67 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑫	兆	十億	百万	千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割額 (68 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑬	兆	十億	百万	千 円
付加価値割額 (69 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑭				円
資本割額 (70 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑮				円
収入割額 (71 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑯				円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割額 (72 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑰	兆	十億	百万	千 円
資本割額 (73 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑱				円
収入割額 (74 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑲				円
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額(86)の金額	⑳				円
特別法人事業税額 (20 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉑				円
予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21)	㉒				円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓				円
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉔				円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕				円
前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (36)の金額	①				円
予定申告税額 (1 × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②				円
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③				円
この申告により納付 すべき法人税割額 (2-3)	④				円
均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	⑤				月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千 円
この申告により納付 すべき道府県民税額 (4+6)	⑦				円
この申告の期間					
前事業年度又は前連結事業 年度の期間					
通算親法人の事業年度 の期間					
備考					
関与税理士 署名					(電話)

事業年度又は 連結事業年度		・ ・		法人名		
前事業年度の事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		
摘 要		課 税 標 準	税率 (%)	税 額		
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業				<small>(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)</small> <small>課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額</small>		
所得割	所得金額総額 ㉗	兆 十億 百万 千 円		法人税割額 ㉘	兆 十億 百万 千 円	
	所得金額 ㉘	兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定寄附金税額控除額 ㉙	兆 十億 百万 千 円	
付加価値割	付加価値額総額 ㉙	兆 十億 百万 千 円		税額控除超過額相当額の加算額 ㉚	兆 十億 百万 千 円	
	付加価値額 ㉚	兆 十億 百万 千 円		外国の法人税等の額の控除額 ㉛	兆 十億 百万 千 円	
資本割	資本金等の額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ㉜	兆 十億 百万 千 円	
	資本金等の額 ㉜	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ㉝	兆 十億 百万 千 円	
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業				納付すべき法人税割額 ㉞		
収入割	収入金額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ㉟	兆 十億 百万 千 円	
	収入金額 ㉜	兆 十億 百万 千 円				
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業				前事業年度の特別法人事業税額の明細		
所得割	所得金額総額 ㉝	兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 ㉞	兆 十億 百万 千 円	
	所得金額 ㉞	兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (㉞× / 100) ㉟	兆 十億 百万 千 円	
付加価値割	付加価値額総額 ㉟	兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 ㊱	兆 十億 百万 千 円	
	付加価値額 ㊱	兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (㊱× / 100) ㊲	兆 十億 百万 千 円	
資本割	資本金等の額総額 ㊲	兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 ㊳	兆 十億 百万 千 円	
	資本金等の額 ㊳	兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (㊳× / 100) ㊴	兆 十億 百万 千 円	
収入割	収入金額総額 ㊴	兆 十億 百万 千 円		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 ㊵	兆 十億 百万 千 円	
	収入金額 ㊵	兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (㊵× / 100) ㊶	兆 十億 百万 千 円	
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業				合計特別法人事業税額 (㊶+㊷+㊸+㊹) ㊺		
付加価値割	付加価値額総額 ㊶	兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㊻	兆 十億 百万 千 円	
	付加価値額 ㊷	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㊼	兆 十億 百万 千 円	
資本割	資本金等の額総額 ㊸	兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 ㊽	兆 十億 百万 千 円	
	資本金等の額 ㊹	兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額総額 ㊺	兆 十億 百万 千 円				
	収入金額 ㊻	兆 十億 百万 千 円				
合計事業税額 ㊼+㊽+㊾+㊿+㋀+㋁+㋂+㋃+㋄+㋅				㋆		
事業税の特定寄附金税額控除額				㋇		
仮装経理に基づく事業税額の控除額				㋈		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				㋉		
納付すべき事業税額 ㋆-㋇-㋈-㋉				㋊		
㉟の内訳	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 又 は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業					
	所得割 ㋋	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㋌	兆 十億 百万 千 円		
	資本割 ㋍	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㋎	兆 十億 百万 千 円		
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業					
	所得割 ㋏	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㋐	兆 十億 百万 千 円		
	資本割 ㋑	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㋒	兆 十億 百万 千 円		
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業					
			付加価値割 ㋓	兆 十億 百万 千 円		
	資本割 ㋔	兆 十億 百万 千 円	収入割 ㋕	兆 十億 百万 千 円		